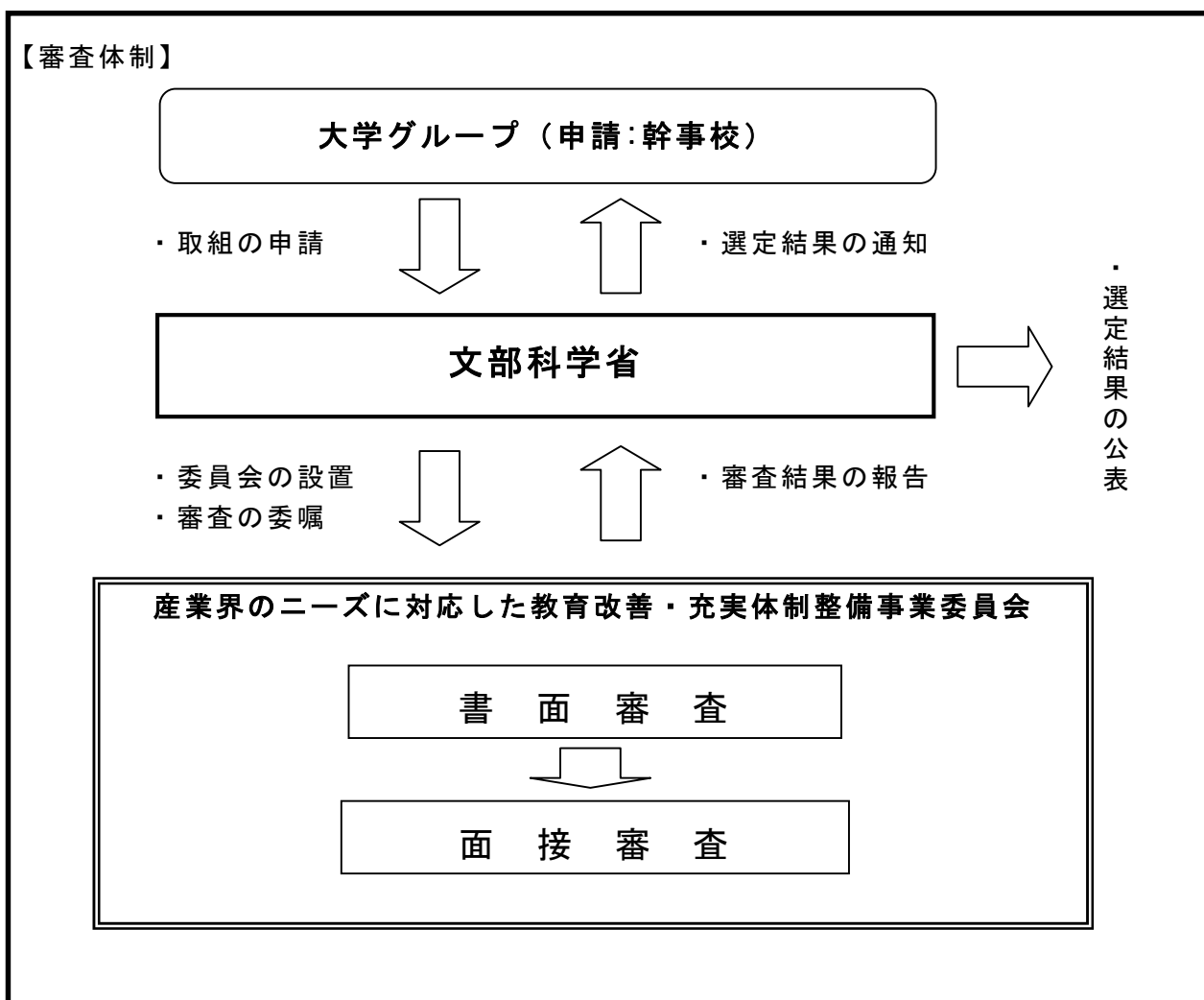


平成24年度 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業 審査要項

「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（以下「本事業」という。）」の審査は、この審査要項により行うものとする。

I 審査方法

- (1) 外部有識者・専門家から成る「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業委員会（以下、「委員会」という。）」において審査を行う。
- (2) 委員会は書面審査を実施のうえ、必要に応じて、連携取組の内容や実施計画の実現可能性を確認することを目的とした面接審査を実施する。
- (3) 委員会は、書面審査及び面接審査の結果をもとに合議により審査結果を取りまとめ、文部科学省へ報告する。



Ⅱ 審査方針

1. 書面審査

書面審査における評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。なお、選定に当たっては、以下の評価項目に加え、地域、学校種等のバランスに配慮するものとする。

(1) 評価項目

① 計画性

ア 大学グループの構成と産業界等との連携

- ・ 学生の社会的・職業的自立に向けた取組について、既に実績のある大学・短期大学によって構成された大学グループであるか。
- ・ 大学間及び産業界等との連携による教育改善・充実体制の整備に向けて、産業界等（具体例：地域の経済団体、業界団体、地元企業、自治体・国の関係機関等）との間で連携についての基本的な理解が得られているか。

イ 大学グループにおける取組テーマの達成目標・成果

- ・ 各大学等のこれまでの取組実績を踏まえた上で、大学間や産業界等との連携（予定を含む。以下同じ。）により得られる成果や達成目標（何をどこまで引き上げるかなど、改善される内容が明らかであるか 等）が明確に示されているか。
- ・ 取組の成果をグループ内外の大学等に還元できるものとなっているか。

ウ 支援期間終了後の取組

- ・ 国による財政支援が終了した後においても、プログラムの実績を踏まえた継続的かつ発展的な展開を行うものか。

② 内容、実施体制

ア 大学グループにおける取組テーマの内容

- ・ 学生の社会的・職業的自立に向けて、グループ内の大学がおかれている現状・課題等を的確に把握しているか。
- ・ グループ内の大学の現状と課題に対して、大学間や産業界等との連携を通じて適切に取組テーマを設定しており、その内容が妥当なものとなっているか。

イ 大学間の連携体制と連携取組の実施体制

- ・ 目標の達成に必要な、大学間及び産業界等との連携体制となっているか。
- ・ プログラムの実現に向けた実施体制（プログラムのマネジメント体制、産業界等との連携体制 等）が整備されているか。
- ・ 幹事校、連携校、産業界等が担う役割が明確になっているか。

③ 確実性

ア 大学グループの取組体制

- ・ 大学改革を着実に推進するための体制を有しているか。
- ・ 取組を実施するに当たって必要な教育資源を有しているか。

イ 取組の実施計画

- ・ 取組の全体スケジュール及び各年次の実施計画は具体的かつ妥当なものか。
- ・ 事業目的の実現に必要な実施計画がなされており、申請経費が妥当なものとなっているか。

ウ 取組の実施効果についての定量並びに定性的評価基準と評価体制等

- ・ 取組に対して、本事業に参加した産業界等や学生（卒業生を含む）自身による評価を実施する体制等の整備又は整備の計画がなされているか。
- ・ 地域の産業界等による評価結果を当該取組の改善に結びつける体制となっているか。
- ・ 取組期間終了時における評価体制等が具体的に計画されているか。
- ・ 取組の達成目標に対する達成度や成果・効果を測る方法や指標が具体的に設定されているか。

(2) 審査基準

委員会は、(1) 評価項目に定めた各項目について以下の基準により審査する。

【書面審査項目の評点】

区分	評価
4点	全体的に優れた内容である
3点	問題や不十分な点が全くないか、ほとんどない
2点	内容に若干不十分な点がみられるが、概ね問題ない
1点	問題や不十分な点が多い

(3) 各評点の所見等

- ① 「書面審査項目の評点」について、各委員の付した評点は、選定候補（案）決定に際し合議審査の参考資料とするため、必ず記入すること。
- ② 所見の欄については、手厚い記載を行うこと。

(4) 個別大学に対する評価

上記(1)～(3)の評価とは別に、大学グループを構成する個別の大学について、本事業の目指す効果が十分に得られないと判断される場合や、大学として自律的に事業の運営がなされておらず、支援期間終了後の継続的な実施が充分期待できない場合及び以下に挙げる事例が見られる場合は、参加の見直しを求めるものとする。

- ① 公募要領 2(4)で挙げた、申請対象として不適格な事由に該当する場合
- ② 学生の社会的・職業的自立のための取組の実績が不十分であると判断される場合
- ③ 大学グループの取組と離れた、独自の取組に重点を置いている場合
- ④ 個々の学生への就職指導や資格試験対策等、本事業の対象として想定していない取組である場合
- ⑤ その他、大学が実施する取組として不適切と認められる場合

2. 面接審査

面接審査は、「申請書」及び書面審査をもとに、面接審査を必要と判断した大学グループにおいて、「書面審査項目の評点」の各要素に着目しつつ、評価を実施する。また、実施にあたっては、別に定める「面接審査実施要領」により行う。

(1) 面接審査の評点

審査要項「書面審査項目の評点」に照らし、評点を下表のとおり4段階の区分により判断する。また、その際は、書面審査の評価結果も参考にする。

【面接審査項目の評点】

区分	評価
4点	全体的に優れた内容である
3点	問題や不十分な点が全くないか、ほとんどない
2点	内容に若干不十分な点がみられるが、概ね問題ない
1点	問題や不十分な点が多い

(2) 各評点の所見等

面接審査について、各委員の付した評点は、選定候補（案）決定に際し合議審査の参考資料とするため、具体的に記入すること。

(3) 面接審査結果（評点）の取扱い等について

面接審査の結果は、書面審査結果の評点と、それぞれの所見とともに選定の際の判断の目安として用いる。

(4) 個別大学に対する面接審査について

面接審査では、書面審査をもとに、面接審査が必要と判断された個別の大学についても審査を行うことができる。

Ⅲ その他

1 開示・非開示

(1) 委員会の審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則、非公開とすることとする。
- ② 委員会の議事要旨は、原則、非公開とすることとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員の氏名は事後に公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する大学・短期大学の含まれるグループの申請の審査を行わないこととする。

（利害関係者とみなされる場合の例）

- ・ 委員がグループ内の大学、短期大学またはそれらを設置する学校法人に現在所属（就任予定を含む。）もしくは3年以内に所属していた場合
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

(1) 審査の過程で知り得た個人情報及び地域グループの審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(3) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。